

## 【表紙】

|                     |                                     |
|---------------------|-------------------------------------|
| 【提出書類】              | 有価証券届出書の訂正届出書                       |
| 【提出先】               | 関東財務局長                              |
| 【提出日】               | 平成24年 8 月31日                        |
| 【会社名】               | 株式会社プロパスト                           |
| 【英訳名】               | PROPERST CO., LTD.                  |
| 【代表者の役職氏名】          | 代表取締役社長 津江 真行                       |
| 【本店の所在の場所】          | 東京都港区麻布十番一丁目10番10号                  |
| 【電話番号】              | 03-6685-3100（代表）                    |
| 【事務連絡者氏名】           | 取締役管理本部長兼経営企画部長 矢野 義晃               |
| 【最寄りの連絡場所】          | 東京都港区麻布十番一丁目10番10号                  |
| 【電話番号】              | 03-6685-3100（代表）                    |
| 【事務連絡者氏名】           | 取締役管理本部長兼経営企画部長 矢野 義晃               |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 株式                                  |
| 【届出の対象とした募集金額】      | その他の者に対する割当 240,000,000円            |
| 【安定操作に関する事項】        | 該当事項はありません。                         |
| 【縦覧に供する場所】          | 株式会社大阪証券取引所<br>（大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号） |

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年8月31日に第26期有価証券報告書（自平成23年6月1日 至平成24年5月31日）を提出したことに伴い、平成24年8月17日に提出した有価証券届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第三部 追完情報

第四部 組込情報

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_線で示してあります。

## 第三部【追完情報】

（訂正前）

### 1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第25期）及び四半期報告書（第26期第3四半期）（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書提出日（平成24年8月17日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日（平成24年8月17日）現在において変更の必要はないものと判断しております。

### 2．臨時報告書の提出

<省略>

### 3．最近の業績の概況について

<省略>

（訂正後）

### 1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第26期）（以下「有価証券報告書」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成24年8月31日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成24年8月31日）現在において変更の必要はないものと判断しております。

「2．臨時報告書の提出」の全文削除

「3．最近の業績の概況について」の全文削除

## 第四部【組込情報】

（訂正前）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

|         |                     |                              |                         |
|---------|---------------------|------------------------------|-------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度<br>（第25期）      | 自 平成22年6月1日<br>至 平成23年5月31日  | 平成23年8月30日<br>関東財務局長に提出 |
| 四半期報告書  | 事業年度<br>（第26期第3四半期） | 自 平成23年12月1日<br>至 平成24年2月29日 | 平成24年4月13日<br>関東財務局長に提出 |

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

（訂正後）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

|         |                |                             |                         |
|---------|----------------|-----------------------------|-------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度<br>（第26期） | 自 平成23年6月1日<br>至 平成24年5月31日 | 平成24年8月31日<br>関東財務局長に提出 |
|---------|----------------|-----------------------------|-------------------------|

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年 8月31日

株式会社プロパスト

取締役会 御中

### 明誠監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 武田 剛

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 安田 秀志

#### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社プロパストの平成23年6月1日から平成24年5月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社プロパストの平成24年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成24年8月17日付の取締役会において、株式会社ヨシムラ・RE・ホールディングスを割当先とする第三者割当による新株式の発行を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社プロパストの平成24年5月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社プロパストが平成24年5月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。